

エリザベス I 世治世期における国家財政運営と 財政的ナショナリズム

井内太郎

はじめに

16世紀半ばのイングランドの国家財政は、対スコットランド（1542～4, 1547年）、フランス（1544～50年）戦争により生じた膨大な戦費の支払い、対外債務の膨張などにより危機的な状況に陥っていた。この間の戦費としてわかっているだけでも、ヘンリ 8 世期に210万ポンド、エドワード 6 世期に140万ポンドが支払われており、合わせて350万ポンドという戦費は、1522～4年の対仏戦時の戦費の約4倍に相当していた。また当時の国民所得に占める政府費消分の割合について見ると、1540年代に戦時・平時のいずれにおいても、その割合が急増しており、そのレヴェルは17世紀末以降の第二次英仏戦争時まで超えられることはなかったのである⁽¹⁾。

そのため1550年3月にフランスとの間に和平が成立すると、危機に瀕した国家財政を再生・強化するために様々な財政改革が実施されることになる⁽²⁾。1552年以降に本格的に実施される財政改革の目的は、大きく分けて二つあったものと考えられる。まず経常財政の健全化を図ることである。具体的には財政部局の統廃合を通じて経常支出の節減を行うとともに、他方で経常収入を増加させることであり、それは1558年に実施された関税制度の改革により実現することになる⁽³⁾。しかしながら、これまで研究史上、あまり注目されてこなかったけれども、それと同じくらいに重要な財政改革の第二の目的とは、財政的ナショナリズムを強化することであった⁽⁴⁾。すなわち、従来のようにハンザ商人やイタリア商人などの外国商人依存型の国家財政を脱却し、国内商人とくに海外貿易商人であるマーチャント・アドヴェンチャラーズ (Merchant Adventurers)

をはじめとするロンドンの有力商人層との財政的協力関係を強化していくことにあったのである。

そこで本稿では、なぜ16世紀半ばにイングランドの国家財政の財政的ナショナリズムが強化されることになったのか、またそれがその後の財政運営にいかなる影響を及ぼすことになったのかという点について、主に当時の関税政策と公債政策を検討しながら明らかにしてみたい。

1. 16世紀半ばイングランドの関税制度⁽⁵⁾

イングランドにおける関税は1275年にエドワード1世治世に導入された旧関税 (Ancient Custom) を嚆矢とするが、その後も様々な関税が導入され、制度そのものはきわめて複雑なものとなっていった。

- ・大関税 (Great Custom)
羊毛、羊毛皮、皮革に対する関税
- ・羊毛、羊毛皮、皮革の補助関税 (Subsidy of wool, woolfell, hides)
- ・小関税 (Petty Custom)
外国商人に対する輸出入一般商品の法定価格1ポンドにつき3d、毛織物輸出税
- ・トン税、ポンド税の補助関税 (Subsidy of Tunnage and Poundage)

その点を踏まえた上でテューダー朝期における関税改革以前の関税体系の概要を示せば上記の通りである。関税体系は複雑であるが、原理的にはCustom (Great Custom, Petty Custom) とSubsidy (Subsidy of Wool, Woolfell and hides, Subsidy of Tunnage and Poundage) の二つに分類することができる。いずれも議会からの供与 (Grant) の形をとっていたが、両者の原理上の違いは、その持続期間にあった。すなわちCustomは常設のものであったのに対して、もともとSubsidyは戦争などの非常時に議会により供与を認められる期限付きのものであった。しかしながらSubsidyもリチャード3世治世までに、議会が国王の治世初年に終身的な供与の認可を行うことが慣例化していった⁽⁶⁾。したがって、

テューダー朝時代にはCustomとSubsidyのいずれもが常設のものとなっており、関税収入は經常収入の主要部分となっていたのである⁽⁷⁾。

輸出入品に対する課税方法は、従量税 (specific duty) と従価税 (ad valorem duty) からなっていた。まず従量税とは商品の一定量に対して一定の税を課すもので、ぶどう酒輸入税、羊毛・羊毛皮・皮革輸出税、毛織物輸出税が、その対象となっていた。一方、従価税はポンド税 (Subsidy of Poundage) へ適用されるものである。これは各商品に対して政府により法定価格 (official valuation) が設定され⁽⁸⁾、その法定価格の1ポンドにつき1シリング (=12ペンス) が徴収された (5%従価税)⁽⁹⁾。この従価税の対象商品とその法定価格が記載されたリストが関税率表 (Book of Rates) である。16世紀半ばまでには、全国的に適用される共通の関税率表が作成されており、全国の港湾でこのリストに基づきポンド税が徴収されていた⁽¹⁰⁾。殆どの輸入品、そして多くの輸出品が従価税の対象商品であり、たとえば1545、1550年の関税率表には、790品目の輸出品とその法定価格とが記載されていた⁽¹¹⁾。したがって関税収入を増加させるのであれば、関税率表の改訂、すなわち記載品目数を増加させるか、各商品の法定価格を引き上げる必要があったのである。

2. 1558年関税改革の背景

(1) 関税率表の改訂の問題

1558年関税改革に向けての最初の動きは、1552年3月23日に設置された財政委員会の報告書の中に見られる。危機的な状況にあった国家財政を正常化するために、報告書の第II部では、經常支出を最小限度にとどめ、經常収入を最大限に拡大するための方法が検討されている。前者については、各財政部局内の人員削減、俸給額・年金支給額の見直しの勧告、後者については関税率表の改訂により經常収入を増加すべきことが勧告されている。

報告書の第II部の中で、関税率表の改訂の理由について、次のように述べられている。まず報告書は、14品目について当時の市場価格と法定価格を比較している⁽¹²⁾。両者を比較してみると、法定価格の方がかなり低く、市場価格を反映していないことがわかる。そのため本来、經常収入として入ってくるべき

関税収入の多くが、失われていたことになる。報告書はその理由として現在の関税率表が依然として1507年7月15日に作成されたものに基づいているからだと指摘する。つまり、「その時以来、多くの商品の市場価格 (value) が高騰したため」に、法定価格 (rates) との価格差が広がってしまったのである。また「現在、王国内に持ち込まれる商品の多くが、関税を徴収されないか、あるいは関税徴収官 (the customers) の裁量に任されている」ことも原因の一つに挙げている。以上の理由から同報告書は、「関税率表は、国王にとっても、また商人にとっても適切なものに改訂されるべきである」と勧告し、それによって「国王陛下は、関税とくに輸入関税からの収入を増大させることが可能となり、よって現在よりもさらに多くの関税収入を得ることになろう」と結んでいる。

報告書から見て取れる関税改革の目的とは、16世紀半ばの貿易量の増大、輸出入品の市場価格の高騰に対応するように関税率表を改訂し、もって関税収入を増加させることであった。つまり経常財政の再建に向けた財政改革の一環として捉えられていたのである。

(2) 毛織物輸出税の引き上げの問題

ヘンリ7世治世の最後の五年間の経常収入の総額について見ると、年平均で約113,000ポンドで、そのうち土地収入は42,000ポンド、関税収入は40,000ポンドを占めていた⁽¹³⁾。16世紀初頭の関税収入は、確かに1世紀前と比較すると、その額自体は減少していたが、依然として経常収入の二大収入部門の一つを形成していた。

ところが、それ以降になると、(表1)に示したように、関税収入は減少傾向を示すようになる。1538~47年に一旦は上昇するものの、1551年には25,900ポンド、1557年になっても30,000ポンドを下回っていたのである⁽¹⁴⁾。その原因の一つは、後述するように1520年代以降に開始された通貨貶質政策によりポンド・スターリングの為替相場が急落し輸入品価格が高騰したため、その結果として輸入量が減少したことにあった。しかしながら、より重要なことは次の理由である。先述のように16世紀半ばには、すでに羊毛輸出量は大幅に減少しており、その間に毛織物輸出量は着実に増加していた。確かに1550年代の貿易不況を経験して以降、生産抑制政策がとられるものの、毛織物はなおイ

イングランドの主要ステープル商品としての地位にあったのである。

しかしながら、当時の毛織物輸出関税は依然として1347年に制定されたものに基づいていたため(表2)、羊毛輸出税の減収分を埋め合わせることができず、全体として関税収入額を減少させていたのである。国王=行政府が、毛織物輸出税の引き上げによって、関税収入の大幅な増収を期待していたのも当然のことであった。

(表1) 16世紀の関税収入表

年度	(£)	年度	(£)
1505	27,000	1595	120,000
1540	40,000	1596	101,000
1551	25,900	1597	106,000
1556	29,315	1598	86,000
1558	82,797	1599	81,000
1572	62,439	1600	87,000
1576	69,240	1601	108,000
1589	101,698	1602	90,000
1594	101,000	1603	114,000

1) Dietz, *op.cit.*, vol.I, pp.80, 206, 208 ;
ibid., vol.II, pp.7, 328 ; Scott, *op.cit.*, vol.I, p.96
より作成。

(表2) 毛織物輸出関税(単位: short cloth)

(1s=12d)

	イングランド商人	ハンザ商人	その他の外国商人
仕上げ毛織物 (Cloth dyed)	28d	24d	66d
半仕上げ毛織物 (Cloth half dyed)	21d	18d	49d
未仕上げ毛織物 (Cloth undyed)	14d	12d	33d

- 1) Lipson, *op.cit.*, vol.I, p.537 ; Gras, *E.C.S.*, p.72より作成。
- 2) この輸出関税は、いわゆるwoolen clothに適用されていた。
- 3) その他の外国商人は、さらに補助税として1ポンド価格あたり12dの従価税を課された。

(3) ハンザ商人の関税特権問題

ここまでの2つの問題を財政関税としての機能を強化する財政政策の一環として捉えられるとすれば、第三点目は経済政策として、当時のイングランド国内における経済的ナショナリズムの高揚の中で捉えられるべき問題である。それは貿易活動におけるイングランド商人の占有率を最大限に拡大することを目的とするものであった。その最大のオピニオンリーダーこそ、毛織物輸出商人であり、かつイングランドの代表的商人層としての地位を確立しつつあったマーチャント・アドヴェンチャラーズであった。

彼らが16世紀前半期の毛織物輸出の伸長ならびに自由主義的経済政策を背景としながら、貿易活動において中心的な役割を果たすようになると、次第に外国貿易商人との間に利害対立が生じるようになってきた。そうした対立はすでに1520年代から始まっていたと言われるが、中でも彼らが最大のライバルと見なしていたのが、ハンザ商人たちであった⁽¹⁵⁾。というのも彼らが他の外国商人のみならず、イングランド商人よりも有利な関税特権を享受していたためである⁽¹⁶⁾。

まずイングランドへ持ち込む商品について、彼らはポンド税を免除されており、わずかに小関税 (Petty Custom) として法定価格1ポンドにつき3ペンスを支払えばよかったのに対して、イングランド商人は依然としてポンド税を支払っていた。第二に毛織物輸出税として、最も輸出量の多かった未仕上げ毛織物 (cloth undyed) について見ると (表2)、1ショートクロス当たり、ハンザ商人が12ペンスに対して、イングランド商人は14ペンスを支払っていた。第三に、以前ならハンザ商人との競争に敗れた際の避難場所であったアントウェルペン (Antwerp) を中心とする低地地方が、今まさしく競合の場となっていたため、彼らは、あらゆる手を尽くして今回の競争に勝利せねばならなかったのである。

ハンザ商人との競争に勝利するために、彼らは政府に対して、これまでのような自由主義的政策から、経済的ナショナリズムに基づく規制主義的政策へと貿易政策の転換を求めていかねばならなかった。それにまず、中世以来の政府とハンザ商人との間の相互依存関係を絶っておくことが、大前提であった。政府にとって彼らの有用性とは、何よりもかれらが他の大陸商人たちとともに、財政援助を通じて政府財政運営の一翼を担っていたことにあった。しかしながら、16世紀半ばまでに、すでに政府にとっても、それは焦燥の問題となっていた。というのも、1552年8月の段階でヘンリ8世治世以来の対外債務 (利子率14%) は、国内債務とほぼ同額の11万ポンドにのぼっていた⁽¹⁷⁾。さらに悪いことには、当時の通貨貶質政策によりポンド・スターリングの為替相場が急落していたことが、その返済をさらに困難なものにしていたのである。

こうした事態を解決するために1552年12月に登用されたのがグレシャム (Gresham, T.) である。彼の為替政策とは、基本的に二つの点からなっていた。

まず政府の資金をもとに、ロンドンでポンド貨幣の供給減、アントウェルペンで供給増の状態を作り出し為替相場を回復させること、第二に大陸商人の手から為替操作の主導権を取り戻すこと（大陸依存型の経済構造からの脱却）であった。彼はまず1552年10月に低地地方（Netherland）へ出航しようとしていた毛織物輸出船隊を引き留め、マーチャント・アドヴェンチャラーズ側と交渉を行う。すなわち、彼らが低地地方の市場で獲得した収益の一部（フランドル貨（Flemish）で60,000ポンド・スターリング相当分）をグreshamに貸し出し、その返済は二ヶ月後に市場相場よりもより高い相場で、ロンドンにおいて行うというものであった⁽¹⁸⁾。かれはそこで得た借入金を資金としながらアントウェルペンにおいて対外債務の返済にあたったのである。さらに大陸商人や国内商人が、ロンドン市場にスターリング貨を投じたり、またアントウェルペン市場においてロンドン宛手形が売られることがないように厳しく監視を行った。そのためには、彼は大陸商人や国内商人を恐喝することも辞さなかったという⁽¹⁹⁾。

このように彼の為替政策・対外債務の返済の過程で、マーチャント・アドヴェンチャラーズが重要な役割を果たしていた。注目されるのは、彼の活動が開始される数ヶ月前の1552年2月24日に、ハンザ商人がこれまで享受してきた関税諸特権が剥奪され、他の外国人商人たちと同等の扱いを受けるようになったことである⁽²⁰⁾。メアリ治世初頭の1553年9月に、のちに彼女の夫になるスペイン王フェリペ2世からの要請もあり、彼らの特権は一時的に回復される。しかしながら彼女をしても財政改革を進めていく上で、マーチャント・アドヴェンチャラーズの財政援助に頼らざるを得ず、1556年に再び廃止されることになる。一方、こうしたイングランド側の措置に対してハンザ同盟側も経済的報復措置でもって対抗する。すなわち1557年8月には、今後イングランドとの交易を停止し、すべてのイングランド商船、商品、人民を同盟諸都市から閉め出すことが宣言されたのである⁽²¹⁾。

3. 1558年関税改革の実施

財政委員会の報告書において関税改革の必要性の勧告が行われてから6年後

の1558年5月28日に新関税率表が公布された⁽²²⁾。本章では、この課題がどこまで解決されることになったのか、財政政策的側面と経済政策的側面とに分けて検討してみたい。

(1) 低率財政関税

① 関税率の引き上げ

新関税率表⁽²³⁾の中で、主要輸出品であった未仕上げ毛織物輸出税は、ショート・クロス当たり、イングランド商人に対して1シリング2ペンスであったものが6シリング8ペンス、さらに外国商人に対しては1シリング9ペンスであったものが14シリング6ペンスへと大幅に引き上げられた⁽²⁴⁾。仕上げ・半仕上げ毛織物の輸出税も同率に引き上げられている。また他種の諸毛織物に対する輸出税も、これを基本単位としてなされるようになった。こうして関税収入に占める毛織物輸出税からあがる収入は急増している。エリザベス治世初年でもある1558年の関税収入の内訳について見てみると、収入総額82,797ポンドのうち、毛織物輸出税収入は26,000ポンドで、全体の約32%を占めるにいたっていた。

一方、法定価格も大幅に引き上げられており、奢侈品、原材料のいずれも大幅に価格が引き上げられることになった。ウィランは1545年と1558年の関税率表の中で比較可能な570品目を抽出し、後者の法定価格が全体として約118.8%も上昇していることを明らかにしている。また課税対象品目の数も、それまでの約790品目から約1,100品目（そのうち67品目が輸出品）に増加している⁽²⁵⁾。

この関税改革によって、関税収入の額も着実に増加していった。改革以前には収入額は減少傾向にあったが、改革の行われた1558年には82,797ポンドに上昇している。エリザベス治世初期に、一時的な減少が見られるものの、1578年には約70,000ポンド、1584年には約80,000ポンドに増加する。エリザベス治世末期に再び大きな落ち込みが見られるが、それでもずっと80,000ポンド以上の安定した収入が確保されていたのである（表1）⁽²⁶⁾。

関税改革により經常収入を増加させるという政府の当初の目的は、一応の成功を見たわけであるが、しかしながら政府は必ずしもその成果に満足していたわけではなかった。たとえば1564年に設置された為替委員会（the royal commis-

sion on the exchange) の報告書の中で、早くも法定価格が依然として過小評価であるとの指摘がなされている⁽²⁷⁾。確かにその後の物価上昇にもかかわらず、1558年の法定価格が維持されたため、法定価格と市場価格との価格差がますます大きくなった。そのため、政府も1577・1594年の二度にわたり関税率表の改訂のための委員会を設けている⁽²⁸⁾。しかしながら、いずれの場合にも法定価格の改訂を実現するまでには至っておらず、その大幅な改定は、1604年の新関税率表の発行を待たねばならなかったのである⁽²⁹⁾。

② 低率財政関税

そもそも関税改革の目的が関税収入の増加にある以上、関税率を引き上げる必要があったといっても、同時にそのレベルは輸出入品の取引を促進させるものでなければならなかった。

たとえば1570年のある輸入品リストによれば、そこに記載された38品目の現地購入価格が45,356ポンドであったのに対して輸入税として支払われたのは1,961ポンド6シリングであった。ワインに関するもの（購入価格2,890ポンド、輸入税の支払い596ポンド1シリング）を除くと、実際には3%従価税に過ぎなかったのである。ウィランは1565～9年の対モロッコ貿易の史料をもとに、そこで取り引きされた商品の市場価格と実際に支払われた輸入税とを比較している⁽³⁰⁾。これを見ても（法定価格に基づく）5%従価税は、実際には2～3%従価税相当に過ぎず、極めて低率なものであったことがわかる。

ただし、従価税と比較すると従量税は、かなり高率の課税であった。中でも輸入ワインに対する従量税は一般に重かった。最も重要であったフランス産ワインへの課税は、戦時の経済制裁として1558年4月17日にイムポジション（Imposition）が課されて以来、80%従価税相当にまで跳ね上がっていた。ただし外国産の高級ワインは、国産品と競合関係にはなく、現在と違って国民的飲料というよりも貴族・ジェントリのステイタス・シンボル、奢侈品として流通していた点を忘れてはならない。羊毛輸出税も1558年の関税改革以降、1サック（sack）当たり40シリングの輸出税が課されており、これは25%従価税相当であった⁽³¹⁾。主要輸出品であった毛織物に対する従量税は、ウィランが分析したところによると、約5～6%従価税相当であり、少なくともイングランド

商人にとっては、それほど高いものではなかった⁽³²⁾。このようにエリザベス治世期の関税制度は、ワインと羊毛を除けば極めて低率の関税であり、保護関税の機能を果たしてはいなかったのである。

エリザベス治世期を通じて、イングランド関税制度が、このように低率関税であったのには、いくつかの理由が考えられる。もしも輸入品に対して高率関税を賦課した場合、大陸諸国による経済的報復、毛織物輸出量の減少といった事態を招き、再び1550年代の不況の悪夢が生じる危険性があった。政府としては、そうした事態だけは回避したかったであろう。しかしながら、より重要な理由は、政府の関税政策が一貫して関税収入を經常収入の主要部分たらしめることを基本としていたことである。さらに政府が国内の海外貿易商人層による資金援助を得ながら財政的ナショナリズムを強化していく以上、彼らの貿易活動を促進し、保護するものでなければならなかったことも十分に考えられる。テューダー朝期の関税制度は、いわば現実主義的な低率財政関税と呼ぶべきものであったのである⁽³³⁾。

そのため1580年代以降に「実験企業」が軌道に乗り、国内での代替産業が発展してくると、関税収入の減少という政府の懸念が現実のものとなってきた⁽³⁴⁾。そのため政府は、それらの活動に対する干渉を強めていった。1560年までに、これらの「実験企業」を保護するために特許制度が普及していたが、この頃から特許を受けようとするものは、関税収入の被る損失分を補填するため、国王に対して利益の一部を支払うことを確約させられるようになった。さらに政府の抱える債務返済の代替策として特許権が付与されはじめると、特許を受けるものの中に貴族やジェントリが多く登場してくるようになった。特許権の付与は、次第に国王のパトロネイジの有効な手段として積極的に用いられ、また彼らの側もそれを貪欲に求めたのである⁽³⁵⁾。こうして「実験企業」の腐敗の時代が到来し、特許の独占をめぐる問題は庶民院でも争点の一つとなり、エリザベス女王をしても多くの特許を取り下げざるを得ないほどに、庶民院の怒りは高まっていたのである⁽³⁶⁾。エリザベス治世期の政府は、これまでのように関税政策を財政政策の一環として位置付けながらも、同時に輸入品の国産化による自給自足型経済を目指していくことになったわけで、そうした政策は当初から政策的矛盾を内包していたと言えるだろう。

(2) ハンザ商人の関税特権の制限

1557年8月にハンザ同盟側は、イングランド側による関税諸特権の剥奪に対する報復措置として、イングランドとの交易の停止を宣言した。しかしながら、その約半年後に、彼らは旧来の特権の回復を求めてイングランド政府との交渉を再開する。1558年4月にはイングランドへ、また同年に英仏戦争の終結のためにカトー・カンブレシス（Cateua-Cambresis）において開催された和平会議へもハンザ同盟の代表使節を送り込んだ⁽³⁷⁾。しかしながら、いずれの交渉においても何らかの合意に達することはなかった。そこで1560年5月21日からイングランドにおいて再度、交渉が行われることになったのである⁽³⁸⁾。この時のハンザ同盟側の使節団はイングランドとの交渉の経験が豊富であったズーデルマン（Dr. Herman Suderman）を代表とし、リューベック、ケルン、ダンチヒから2名ずつ選出された計7名からなっていた。彼らは事前に同盟から次のような訓令を与えられていた⁽³⁹⁾。

- ・ 次のようなイングランド側の要求、すなわちイングランドとハンザ諸市との直接貿易を合法化しておきながら、非ドイツ産商品を取り扱う中継貿易を禁止しようとする要求に応じてはならない。
- ・ 毛織物輸出の認可制度に反対する。
- ・ ロンドン市在住のハンザ商人たちから寄せられているロンドン市の対応への苦情について調査を行うこと。
- ・ ハンザ諸都市は、イングランドの商人を友好国の商人として喜んで迎える用意があることを確約してもよい。ただし、同地域内において全く自由に売買行為を認めるものであってはならない。
- ・ 1558年に導入された新関税については、われわれの既得権を固守し、この件に関するいかなる交渉にも応じてはならない。ただし、もしもそのような要求の実現が困難な場合には、ロンドン商人たちに比べてあまり重くない程度の税を課されるように主張すること。

訓令の内容から、ハンザ同盟側のイングランドとの貿易に対する考え方を確

認できる。まず第五項目では、彼らはイングランド商人と同等の扱いを求めるものではないが、他の外国商人よりも特恵的な待遇の確保を目指しており、一定の譲歩を示しているように見える。しかしながら、第四項目ではハンザ諸都市におけるイングランド商人の商業活動に制限を加えておきながら、一方でロンドンのスティルヤードを拠点として活動していたハンザ商人の諸権利については既得のものと考えている。もちろん、こうした主張は両立するものではなく、ズーデルマンら一行は交渉にあたり、当初から極めて不利な立場に置かれていたと言えよう。

一方、大蔵卿 (Lord Treasurer) ウィンチェスター侯 (Marquess of Winchester, W. Paulet) により選抜されたイングランド側代表団の交渉に向けての基本姿勢とは、本王国の名誉と利益に反するいかなる特権も認めるつもりはないということであった。たとえば1560年6月7日の交渉においてイングランド側は、女王がハンザ同盟に対して特権を認めるような法的義務は存在しない、また同年7月にはハンザ同盟に諸特権が与えられたのは300年も前のことであり、すでに時代は変わっているといた主張がなされている⁽⁴⁰⁾。

両者の立場がこのようなものであったため、交渉は当初から平行線を辿っていた。しかしながら、女王から交渉を早期に終わらせるようにという令状が届いたこともあり、同年8月14日にイングランド側から最終的な譲歩案が提示された。その内容は、およそ以下のようなものである⁽⁴¹⁾。

- ・ すでに提示したように、イングランド産毛織物と彼らの特産品との間の直接貿易については、マーチャント・アドヴェンチャラーズと同等の経済的特権を認める。
- ・ 10反の毛織物からなる1パックのうち一反 (one cloth) を包装 (wrapper) 用として輸出税を免除する。
- ・ 毛織物以外の商品の取引については、他の外国商人に比べて低い率の関税を課す。
- ・ ハンザ商人はイングランド産毛織物を低地地方あるいはイタリアへ輸出してはならない。
- ・ ハンザ同盟諸都市側も同地域内で活動するイングランド商人たちに対し

て同等の諸権利を認めること。

- ・ なお、この条件は六ヶ月以内に認められねばならない。

しかしながら、互恵的な特権の付与といった条件がいままで実施されたためしがないという理由で、この交渉では条約の締結にまでは至らなかった。そのため以後、イングランド国内のハンザ商人たちは、正式な取り決めがなされないまま、いわばイングランド側に黙認される形で商業活動に従事することを余儀なくされたのである。

この交渉を通じてイングランド側は、ハンザ商人の旧来の特権を著しく制限し、またアントウェルペンにおけるイングランド商人の権益、特に毛織物輸出に携わっていたマーチャント・アドヴェンチャラーズの権益を守るとともに、再びバルト海域での交易に従事することが可能となった。これは明らかにイングランド側の外交上の勝利を意味していた。ズーデルマンは、イングランド側のこの提案に対して最後まで抵抗したが、他に代案を見出すこともできず、彼と彼の随行員たちは、失意のうちに帰国したのである。もとより、この交渉によりすべての問題が解決したわけではない。その後の両者の争点は第四の項目、すなわちハンザ諸都市におけるイングランド商人の諸権利に関する問題へと移っていくことになる⁽⁴²⁾。

この交渉に関してもう一点ほど注目しておきたいことは、その間にマーチャント・アドヴェンチャラーズが果たした役割である。すでに交渉の過程で、ハンザ同盟の諸特権を女王が認めることがないように、マーチャント・アドヴェンチャラーズが巨額の資金の貸付を申し出たという噂は、ズーデルマンらの耳にも届いていた。その情報をイングランド側代表団も確認した上で交渉に望んでいたことは、ほぼ間違いない。というのもロンドン市長ならびに都市内の有力者たちは、交渉の当初からマーチャント・アドヴェンチャラーズの意向をイングランド側代表団に伝える権限を、市参事会 (Court of Alderman) から正式に認められていたからである。さらにシティ内の最有力者の一人で市長もつとめたギャラード (Garrard, W. 在職: 1555~56年) は、1560年7月に星室庁 (the Star Chamber) で行われた交渉に、実際にイングランド側代表団の一人として参加していたこともわかっている。事実、この交渉が行われている間にマーチャ

ント・アドヴェンチャラーズの資金援助とそれに基づくグレシャムによる対外債務の支払い、為替操作が三度にわたり行われていた⁽⁴³⁾。その際にも彼らは、グレシャム⁽⁴⁴⁾や女王⁽⁴⁵⁾に対してハンザ商人の諸特権を復活しないように強く求めていたのである。

こうした事情を考慮して、もう一度、対ハンザ交渉がイングランド側に有利に展開したことの意味について考えてみよう。政府は、マーチャント・アドヴェンチャラーズの財政援助を通じて、大陸商人に頼らない財政的ナショナリズムを確立するという裏付けのもと、ハンザ同盟側との交渉において初めて彼らの要求を一貫して拒否することが可能となった。マーチャント・アドヴェンチャラーズの側にしても、ハンザ同盟側が諸特権の復活を目指して政府への貸付を行う道を遮断し、交渉を有利に導く狙いがあったことは明らかである。イングランド側の交渉団が主張したように、ズーデルマンらが交渉の席に着いたときのイングランドの状況は、確かに300年前とは大きく変化していたのである。

4. エリザベス期の公債政策⁽⁴⁶⁾

(1) グレシャムの公債政策

1540年代以降の膨大な軍事費は、王領地収入、旧修道院領の売却、議会課税収入、貨幣の悪鋳などの収入をしても、十分に対応できるものではなかった。そのためイングランドは、1544年以降に国際的商業都市でありまた貨幣市場でもあったアントウェルペンに本格的に参入し、フッガー家、フランドル商人、フィレンツェ商人、ジェノヴァ・ハウス (Genoese House) など外国商人からの借入への依存度を高めていった。ヴォーガン (Vaughan, S.) を交渉の代理人として開始された借入れは、その後も繰り返され、1552年の段階でヘンリ8世期以来の対外債務は、国内債務とほぼ同額の約11万ポンドに膨れあがっていた⁽⁴⁷⁾。対外債務額の大きさもさることながら、さらに問題であったのは、この時期に14%という驚くべき高利で短期返済を条件に起債が行われていたことである。軍事費の支払いのために対外債務が膨張し、その返済に迫られて貨幣の悪鋳 (= 銀平価の切り下げ) を繰り返すという悪循環により、アントウェルペンの為替相場におけるポンドの価値も、かつて1ポンド当たり25シリング

(25s. Flemish) を超えていたものが、1551年には13シリング4ペンスに急落する。イングランドは戦争遂行のために、アントウェルペン為替市場の禁断の実に手を染めてしまったのである。

こうした事態を打開し、ポンド・スターリングの価値を回復させるためにグレシャムが登用された。彼がマーチャント・アドヴェンチャラーズからの借入金を手元に、アントウェルペンにおいて対外債務の返済にあつたことは、すでに述べた通りである。グレシャムによる対外債務の返済は、その後も継続され、1574年には、ほぼ完済されるにいたつた。その後エリザベスが崩御する1603年まで、外国商人たちから借入が行われることはなかった。

グレシャムが対外債務の返済、為替政策を行う際に、まずポンド・スターリングの価値を高く保つことが大前提としてあつた。1559年、つまりエリザベスが即位した年に、彼は女王に対して、そのためのいくつかの方策を進言している。まず、対外債務を最小限に抑えること、次に国家の緊急時に財政的援助を頼むためにも、国内商人の女王に対する信用度を高めることであつた。1569年にイングランドに対して事実上アントウェルペン市場が閉鎖されると、彼はさらにその主張を強め、秘書長官セシル (Cecil, W.) に宛てた書簡の中で、「今や女王は外国商人ではなく王国内の臣民に頼るべきです。そうすれば、他国の君主たちは、女王がどれだけ強大な力を有しているかを、目の当たりにすることになるでしょう」と述べている⁽⁴⁸⁾。グレシャムにとって、理想的な状態とは、国王とシティが「政治的結婚 (a marriage de convenance)」をすることであつた。政府が安定した公債の利子率を維持できるように貨幣市場を統制することで、両者は貸借関係を通じて相互に恩恵を受けることができたのである⁽⁴⁹⁾。

マイルドメイ (Mildmay, W.) といえば当時、枢密顧問官 (the Privy Councillor) にして財務府尚書 (the Chancellor of Exchequer) をつとめ、また16世紀半ばの財政改革においても中心的な役割を果たした人物であり、財政政策を担当する女王のブレインの一人であつた。1576年に彼は議会において補助税 (the Subsidy) を賦課することを認めてもらうために、次のような演説を行っている。まず彼はこれまで王国がカトリックの脅威にさらされ、戦争により何度も国家存亡の危機に陥り、また多額の負債に苦しめられてきたことを振り返る。特に彼は対外債務 (the Antwerp debt) に重大な関心を寄せている。「ヘンリ 8 世が

亡くなる4年前から始まった対外債務も、2年前についに完済されることになりました。……これにより借入に際して設定されたロンドン市の担保金(Bonds under the Common Seal of the City of assurance of payment)も、すべて解除され、ロンドン市の金庫へ返還されることになったのです。こうして王国は多大な債務から解放され、国内商人は晴れて自由の身となり、女王は他のいかなる君主より高い信用を国内外で獲得することになりました。……というのも、他の君主たちは、しばしば借入金を踏み倒しましたが、女王は返済の約束をしっかりと守ってきたからです⁽⁵⁰⁾。マイルドメイは、政府が財政の健全化の一環として対外債務を完済したことを強調し、また今後の公債政策は国内での起債に限定することを議会に確約することで、議会による補助税の承認を得ようとしたのであった。

(2) エリザベス治世後期の公債政策

こうして1574年以降の公債政策の基本方針は、アントウェルペンのような海外の貨幣市場に頼るのではなく、イングランド国内、わけてもロンドン貨幣市場へ財政的基盤を移すことであった。では、そうした政策がどこまで実現したのか概観してみよう。

① 公債制度

国内において起債を行う際には、中世以来、個人的貸上げと、王璽尚書公債(Privy Seal Loan)の二通りの方策があり、エリザベス期には、両者が併用されていた⁽⁵¹⁾。前者は圧倒的にロンドン市に集中しており、ロンドン市庁(the Corporation of London)を介して行われる場合と、ロンドン市内の特権カンパニーに対して直接に国王から親書が発せられ貸上げの依頼がなされる場合があった。償還期限は通常、6～18ヶ月で担保には議会補助税(the Subsidy)、王領地収入に並んで関税収入が充てられた。貸上げは、原則として戦争などの国家の非常時になされたため、無利子で行われていた。しかしながら、ヘンリ8世治世の1522年に年利10%で償還期限1年、担保に関税収入を設定して起債されて以降、10～12%の利子が設定されるようになった。

一方、王璽尚書公債は、国家の非常時において、議会の承認のもとに王国内各地に一定額を割当てるものであった。償還期限は1～2年で担保としては議

会補助税と関税が充てられたが、一貫して無利子で貸利上げられた点に、前者との決定的な相違点を認めることができる。

国王・枢密院からの依頼であれ、もともと貸上げは原則的に自由意志 (free consent) に基づくものであり、少なくとも強制 (compulsion) されるべきものではなかった。しかしながら、起債理由が「国家の非常事態」である以上、臣民の側がそれを拒絶することは、事実上不可能であった。国土防衛のための戦争遂行は国王の大権事項 (Prerogative rights) の一つであり、それを軍需物資、兵員、議会課税、貸上などを通じて支援することは、王国臣民としての義務 (obligation) であったのである⁽⁵²⁾。実際に、政府・枢密院による起債が拒絶された事例は見あたらない。このように当時の公債は短期債であり、大権的性格あるいは国王の私債 (Royal Debt) 的性格が強かったことから、18世紀に成立する国債 (National Debt) 制度とは、厳密な意味では分けて捉える必要がある。

②エリザベス治世後期の公債政策 (1574~1603年)

1574~1603年にかけての国内債務額は総額で461,000ポンドであったが、そのうち利子付きの債務はわずか85,000ポンドにとどまっていた⁽⁵³⁾。もとより外国商人からの借入は行われていない⁽⁵⁴⁾。次に興味深いのは、ロンドン市庁ないしロンドン市内の有力な特権カンパニーへの起債は1575年以降、つまり対外債務を完済し、公債政策を国内依存型に転換して以降に増加して行くことである。起債額は1575年に30,000ポンドであったものが、1588~94年に221,000ポンド、1597~1601年に210,000ポンドに増加しており、第2期・第3期はそれぞれ対スペイン戦争、アイルランド反乱の鎮圧のための軍事費に関わるものであった。

では、この間の非経常支出に対して公債収入はどれほどの貢献をしていたのだろうか。1575~1603年にかけての非経常支出額は550万ポンドという膨大な額にのぼっていたことからすると、その間の借入額461,000ポンドは金額的に少ないといわざるを得ない。エリザベス治世末期に非経常収入に占める割合は、むしろ減少していくのである。したがって、この時期の政府による戦時財政運営は、公債制度以外の議会課税収入や王領地売却収入など他の財政政策に依存しながら行われたということになる⁽⁵⁵⁾。なぜ公債政策を回避して議会課税収入に依存すべきなのか、マイルドメイは議会での演説の中で、その理由をお

よそ次のように説明している。先述の1576年議会においては、「貨幣の悪鋳が王国に多大な損失を与えることは、すでに父王の時代に経験済みですし、……王領地を売却すれば女王の経常収入を激減させることとなります、……利子付きの借入れも、すでに王国にかなり重い負担となっており、回避が可能であれば、これ以上おこなわれるべきではないのです」と論じている。また1581年議会では「5年前に供与された議会課税収入は、近年生じたアイルランドにかかる軍事費の半分しか賄い得ず、残りの半分は、女王自身の収入により補填されています。それは、王国の非常時に備えて女王が経費を節約し、さらに国家 (the States of Princes) そのものさえ蝕みかねない致命的な癌 (a most pestilent Cancer) である利子付きの借入れを回避してきたことで蓄えられた資金であります」と論じている⁽⁵⁶⁾。

確かにエリザベス期に公債政策は国内依存型に転換し、国王とシティとの結婚も実現したが、当時の財政政策全体の中に位置づけてみると、それは国家を蝕みかねない癌であり、可能な限り回避すべき方策であったのである。

おわりに

本稿では、16世紀後半期の国家財政運営において財政的ナショナリズムが強化される過程について、関税改革と公債政策を中心に検討を加えた。

1558年の関税改革は、経常財政を再建し財政危機を克服するための切り札として実施されたものであり、それは1552年の財政委員会による勧告がなされて以来の政府の悲願でもあった。したがって関税率表が改訂されたとしても、それはあくまでも低率財政関税の範囲内で行われたのである。

またこの改革が成功した背景には、この時期までにマーチャント・アドヴェンチャラーズがイングランドを代表する貿易商人として成長し、彼らが政府に対する財政援助を積極的に行っていたことを忘れてはならない。グreshamによる為替政策や対外債務の返済は、彼らによる財政援助なくしては不可能であり、それによって初めて政府は大陸商人依存型の財政運営を脱却し、財政的ナショナリズムを確立することができたのである。一方、彼らの側からしても、自分たちのために特惠関税が設けられ、ハンザ商人の旧来の特権が著しく制限

されて経済的ナショナリズムが進んだことで、それは十分に引き合う投資であった。

一方、公債政策もこうした関税改革と密接に連動して行われることになった。関税収入は議会補助税とならび、公債の重要な担保であり、政府の信用度を高めるためにも、低率財政関税として収入の増加をはかる必要があった。さらにグレシャムの提言に従い、公債の運用は為替相場におけるポンドの安定的価値を維持しながら行われるべきものであった。そのためにも大陸依存型の財政運営を脱却し、国王とシティとの「政治的結婚」を実現するとともに、ロンドン貨幣市場に対する政府の監視体制を強化する必要があったのである。

しかしながら、注意すべき点は、16世紀末期の国家財政運営において公債政策は、「国家を蝕む癌」であり、可能な限り回避すべき方策として捉えられていた点である。国内依存型に転換したとしても、やはり利子率を10~12%に設定された短期債のもたらす財政的負担はかなり重かったし、無利子の王璽尚書公債にしても、償還義務を伴うことに変わりはなかった。16世紀末の戦時財政運営において、公債政策はそれを支える「権力の腱 (Sinews of Power)」として十分には機能していなかったのである。ここに16世紀型の国家財政運営の限界を認めることができるであろう⁽⁵⁷⁾。

註

- (1) Dietz, F. C., *English Public Finance 1485-1641* (以下*Finance*と略記), (London, 1964 (1921)), vol.I, pp.144-214; Hoyle, R., 'War and Public Finance,' in MacCulloch, D., ed., *The Reign of Henry VIII*, (London, 1995), pp.75-99; O'Brien, P. K., and Hunt, P. A., 'The rise of a fiscal state in England, 1485-1815,' *Historical Reaserach*, vol.66 (1993), pp.129-76.
- (2) Richardson, W. C., ed., *The Report of the Royal Commission of 1552* (以下*Report*略記), (West Verginia, 1974), pp.174-180; 拙稿「16世紀半ばイングランドの財政危機と財政改革の理念」『広島大学大学院文学研究科論集』第65巻、特輯号1, 2005年。
- (3) テューダー財政の構造については、以下の文献を参照。Elton, G. R., *The Tudor Constitution Documents and Comentary*, (Cambridge, 1982 (1962)), pp.39-59, 129-148; do, *Tudor Revolution in Government*, (Cambridge, 1953), pp.160-258; Richardson, *Tudor Chamber Administration 1485-1547* (以下*Chamber*と略記), (Baton Rouge, 1953); do, *History of the Court of Augmentations 1536-1554* (以下*Augmentations*と略記), (Baton Rouge, 1961); Dietz, F. C., *English Piubluc Finance 1485-1641*,

- vol.I*, (New York, 1964 (1921)); Alsop, J. D., 'The Structure of Early Tudor France, c. 1509-1558,' in Starkey, D., eds., *Revolution Reassessed*, (Oxford, 1986); 隅田哲司『イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1970年; 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1998年; 前掲拙稿。
- (4) 16世紀半ばの財政的ナショナリズムについて触れた研究として以下を参照。Fisher, F. J., 'Commercial Trends and Policy in the Sixteenth Century England,' *Eco. H. R.*, 2nd. ser., vol.X, no.2 (1940), pp.107-9 [浅田実訳『16・7世紀の英国経済』未来社、昭和51年、所収]。
- (5) 本章では、主に関税率表の改訂の問題を扱うが、徴税機構については扱わない。エリザベス期には、関税行政機構の整備・統一の過程で、総調査官制と関税請負制とが相互に採用されている。特に関税請負制度は、その後に急速に展開しており、1640年代の内乱期に国王と議会の対立の原因の一つとなる。詳しくは隅田、前掲書、第4章; 酒井、前掲書、第1章を参照。
- (6) Gras, N. S. B., *The Early English Customs System* (以下*E. C. S.* 略記), (Cambridge, 1918), pp.77-84.
- (7) 1558年関税改革を、王室財政主義の表出と捉えるのは以下の文献。Gras, *E. C. S.*; do, 'Book of Rates: a chapter in the history of English Customs (以下*B. R.* 略記),' *Quarterly Journal of Economics*, no.xxvi (1911-12), pp.766-75; Willan, T. S., *A Tudor Book of Rates*, (Manchester, 1962). 隅田哲司、前掲書、第3章; 拙稿「テューダー期1558年関税改革とその政策的意図 (以下、関税と略記)」『史学研究』172号、1986年、39~62頁。
- (8) 法定価格とは、当時の卸売価格を基礎として算定されたもので、一般にその卸売価格よりも低額であったと言われている。Willan, *op. cit.*, xxix-xxxii; Gras, *E. C. S.*, pp.121-2.
- (9) ハンザ商人を除く他の商人は、小関税としてさらに1ポンド当たり3ペンスを徴収されていた。
- (10) 関税率表の最初のもので、1507年7月15日に制定されたもので、それはロンドン港のみを対象としており、総品目数は約300品目であった。その後、全国的規模で価格査定の一時的適応の試みがなされるが、法定価格については1558年まで依然として1507年の価格が維持されていた。Willan, *op. cit.*, pp.xx-xxv; Gras, *B. R.*, pp.766-74; Cobb, H. S., "'Books of Rates" and the London Customs, 1507-1558,' *the Guildhall Miscellany*, vol.IV, no.1 (1971), pp.1-13.
- (11) Willan, *op. cit.*, pp.xxii-iii.
- (12) Richardson, *Report*, pp.174-81. 拙稿「関税」の(図表7)を参照。たとえばCanvas of Normandyは法定価格£1.10s. に対して市場価格が£3、Cloth, Holland per pieceが12s. (£1.6d.), Fustian per baleが£10 (£25) といった状況であった。
- (13) Cobb, *op. cit.*, p.1; Ramsey, P., 'Overseas Trade in the Reign of Henry VII,' (*Economic (H) Historical (R) Review*, vol.VI, (1953-4).

- (14) Richardson, *Report*, p.12 ; Dietz, B., 'Antwerp and London : the Structure and Balance of Trade in the 1560s (以下Antwerp略記)' in Ives, E. W., eds., *Wealth and Power in Tudor England*, (London, 1978), pp.186-203, esp. p.208.
- (15) Fisher, *op. cit.*, pp.107-9 [邦訳、70~73頁] .
- (16) この時期にロンドンのステイルヤード地区を拠点に活動していたハンザ商人の諸特権は、1474年のユトレヒト条約 (the treaty of Utrecht) に基づくものであった。Lipson, E., *The Economic History of England*, (Oxford, 1945), vol.I, pp.581, 589 ; Williamson, J. A., *The Tudor Age*, (New York, 1953), p.21 ; Ramsay, G. D., *The City of London in international politics of the accession of Elizabeth*, (Manchester, 1975), p.63.
- (17) de Roover, R., *Gresham on Foreign Exchange*, (Cambridge, 1949), p.220 ; 宮田美智也「エリザベス朝の通貨改革と為替政策」『金沢大学経済論集』第15号、1978年、3頁。
- (18) マーチャント・アドヴェンチャラーズは、まず1559年4月に20,000ポンド・スターリング、1560年11月と1561年3月にはそれぞれ30,000ポンド・スターリングずつ資金提供を行っている。Scott, W. R., *The Constitution and Finance of Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, vol.I, (Cambridge, 1951 (1912)), pp.25-8 ; Unwin, *Studies in Economic History*, (London, 1929) pp.149-68 ; Roover, *op. cit.*, pp.223-5 ; 宮田「通貨改革」72頁。
- (19) 当時イングランド国内では、為替市場が大陸商人の手に握られているという考え方が支配的であり、グレシャムでさえも例外ではなかった。Roover, *op. cit.*, pp.135, 178, 220, 222 ; 宮田、前掲論文、3、15頁 ; Outhwaite, R. B., 'The Trials of Foreign Borrowing : The English Crown and Antwerp Money Market in the Mid-Sixteenth Century,' *Eco. H. R.*, vol.19 (1966), pp.289-305 ; do, 'Royal borrowing in the reign of Elizabeth I : the aftermath of Antwerp,' *E. H. R.*, vol.86 (1971), pp.251-63.
- (20) ハンザ商人の関税特権の推移については、以下の文献を参照。Unwin, G., *Studies in Economic History*, (London, 1929), pp.149-50 ; Fisher, *op. cit.*, pp.108-9 [邦訳72-3] ; Roover, *op. cit.*, pp.220-4 ; Williamson, *op. cit.*, pp.215, 232-3, 256-7 ; Ramsay, *op. cit.*, pp.63-9 ; 宮田、「通貨改革」3~4頁。
- (21) Williamson, *op. cit.*, p.255 ; Ramsay, *op. cit.*, pp.63, 65-70.
- (22) 関税率表の公布に至るまでの詳しい経緯については、拙稿「関税」51~59頁を参照。
- (23) 同年の関税率表は、1558年5月28日付けのパテント・ロール (Patent Rolls, 4 and 5 Philip & Mary, pt. 3, ms., 12d-22d) の中に収録されている。また1507年の関税率表はグラスにより、また1582年のそれもウィランにより編集されている。本稿では、この二つの史料を主要な史料として用いた。Gras, E. C. S., pp.694-706 ; Cobbs, *op. cit.*, p.13 ; Willan, *op. cit.*, pp.1-86.
- (24) 毛織物輸出税の詳細については以下を参照。Willan, *op. cit.*, pp.xiv-v, 71-4. 拙稿「関

- 税」51, 58頁を参照。
- (25) *Ibid.*, pp.xxvii-viii ; 拙稿「関税」51~53頁。
- (26) Dietz, *Finance*, vol.II, p.44.
- (27) 'Memorandum prepared for the royal commission on the exchange.' in Tawney, eds., (*T udor (E) conomic (D) ocuments* (London, 1924), vol.III, p.359.
- (28) Willan, *op. cit.*, pp.xxxviii-xl.
- (29) Hall, H., *The English Custom Revenue of England* (London, 1885), vol.II, pp.243-4 ; Willan, *op. cit.*, p.xliv.
- (30) Willan, *op. cit.*, pp.xlv-vii ; 拙稿「関税」58頁。
- (31) しかしながら1590年代までに羊毛輸出量は、殆ど無視してよい程に減少していた。Willan, *op. cit.*, p.xiv.
- (32) とはいえ、1558年に毛織物輸出税が引き上げられた直後には、ロンドン市内でも不満の声が高まったという。しかしながら、しばらくして、そうした声も弱まっていった。その理由としては、ラムゼイも指摘するように、この時期に政府とハンザ商人たちとの交渉が再開されたことが大きかったと思われる。すなわち、先述のように彼らは政府がハンザ側に旧来の特権を再認可することを阻止するために、この措置に同意し、さらには多額の援助を行ったのである。Ramsay, *op. cit.*, p.151.
- (33) Gras, *Book of Rates*, p.774 ; Willan, *op. cit.*, pp.li-v ; 隅田、前掲書、91-2頁。
- (34) 実験企業の展開については、以下の文献を参照。Thirsk, J., *Economic Policy and Projects : The Development of a Consumer Society in Early Modern England*, (Oxford, 1978) (三好洋子訳『消費社会の誕生』東京大学出版会、1984年) ; J・U・ネフ/紀藤信義・隅田哲司『16・7世紀の産業と社会』未来社、1977年 ; 川北稔『洒落者たちのイギリス史』平凡社、1986年。
- (35) Thirsk, *op. cit.*, pp.51-9 [邦訳67-77頁] .
- (36) *Ibid.*, p.75 [邦訳97頁] . サースクは、ロンドンや大都市においては、このように「実験企業」の腐敗が進んだが、地方では、健全な発展を示しつつあったと指摘している。*Ibid.*, pp.65f, 78-105 [邦訳84頁以下、101~136頁] .
- (37) Ramsay, *op. cit.*, p.69 ; Williamson, *op. cit.*, pp.233-5.
- (38) Ramsay, *op. cit.*, p.160.
- (39) *Ibid.*, p.158
- (40) *Ibid.*, pp.160-2.
- (41) Unwin, *op. cit.*, p.207 ; Fisher, *op. cit.*, pp.108-9 [邦訳72-3頁] ; Williamson, *op. cit.*, pp.256-6 ; Ramsay, *op. cit.*, p.162 ; Bisson, D. R., *The Merchant Adventurers of England : The Company and the Crown, 1474-1564*, (London, 1993) , pp.66-7.
- (42) Unwin, *op. cit.*, pp.176, 204f ; Lipson, *op. cit.*, pp.198-211 ; Williamson, *op. cit.*, p.346 ; Bisson, *op. cit.*, pp.67-8.
- (43) マーチャント・アドヴェンチャラーズは、まず1559年4月に20,000ポンド・スター

- リング、1560年11月と1561年3月にはそれぞれ30,000ポンド・スターリングずつ資金提供を行っている。Scott, W. R., *The Constitution and Finance of Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, vol.I, (Cambridge, 1951 (1912)), pp.25-8; Unwin, *op. cit.*, pp.149-68; Roover, *op. cit.*, pp.223-5; 宮田「通貨改革」72頁。
- (44) 'Gresham to Queen Elizabeth on the fall of the exchange, 1558,' in *T. E. D.*, vol.II, pp.146-9, esp. 149.
- (45) 'An Industrial Program, 1559,' in *T. E. D.*, vol.I, pp.327-8.
- (46) 公債制度の運用そのものは複雑であるため、別稿において扱う予定である。さしあたり以下の文献を参照。Harriss, G. L., 'Aids, Loans and Benevolences,' *Historical Journal*, vol.6 (1963), pp.1-19; Outhwaite, 'The Trials……'; do, 'Royal borrowing……'; do, 'Studies in Elizabethan Government Finance: Royal Borrowing and Sales of Crown Lands (1572-1603)' (Univ. of Nottingham Ph. D. thesis, 1964); 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社、1976年。
- (47) Richardson, *Stephen Vaughan, Financial Agent of Henry VIII: A Study of Financial Relations with the Low Countries*, (Baton Rouge, 1953) .
- (48) *T. E. D.*, vol.II, pp.146-9; Outhwaite, 'Royal borrowing……,' p.252.
- (49) Tawney, *A Discourse upon Usury*, (London, 1925), pp.157-9.
- (50) Sir Simonds D' Ewes, *The Journals of all the Parliaments during the reign of Queen Elizabeth, both of the House of Lords and House of Commons*, (London, 1682), pp.244-6; Hartley, T. E., *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I*, 3 vols, (Leicester, 1981), vol.I, pp.440-4.
- (51) 詳しくはOuthwaite, 'Studies……,' ch. IV, Vを参照。
- (52) Harriss, *op. cit.*, pp.16-7; Outhwaite, 'Studies……' pp.206-215.
- (53) Outhwaite, 'Royal borrowing……,' p.260.
- (54) 1576～8, 1589年にドイツで借入先の調査・交渉が試みられたが、実現には至っていない。Outhwaite, 'Royal borrowing……,' pp.255-8.
- (55) エリザベス期の議会課税問題については、拙稿「近世イギリスにおける国家と社会～10分1税・15分1税の課税問題を中心として～」(佐藤真典先生御退職記念論集準備会編『歴史家のパレット』溪水社、2005年、150～170頁、所収); 拙稿「近世イギリスにおける課税の政治学—10分1税・15分1税の問題を中心として—」(友田卓爾編『西洋近代における個と共同性』溪水社、2006年、3～26頁、所収)を参照。
- (56) D' Ewes, *op. cit.*, pp.246, 287; Neale, J. E., *Elizabeth and her Parliaments, 1584-1601*, (London, 1957), pp.54-5; Hartley, *op. cit.*, vol.I, pp.440-4, 502-8.
- (57) それとは対照的に、18世紀イングランドでは、短期債から長期債への転換が進み、また議会課税収入(地租と関税に加えて内国消費税(Excise))が利払い基金として設定され、議会が返済保証の責任を明確に負うことになった。ブルーワの主張する「財政=軍事国家(Fiscal Military State)」の確立は、国債制度の積極的な運

用なしにはあり得なかったのである。Brewer, J., *The sinews of power : war, money and the English state, 1688–1783*, (London, 1989) [大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会, 2003年] .

The financial nationalism in the financial administration of Elizabethan England

Taro INAI

In mid-16th Century, the financial reform was implemented in order to recover the financial crisis. There were, it seems, two purposes in this reform. One is to increase the ordinary revenue by way of the fiscal austerity and the reform of custom system. The other is the financial nationalism by way of the elimination of foreign merchant.

In my article, I'll examine the custom reform and the credit policy on which the financial nationalism had the most important effects in Elizabethan period. The points of financial nationalism were as follows ;

- 1) The shift of credit policy from the foreign borrowing to national borrowing in money market which was based on the financial support by the merchants in London.
- 2) The abolition of preferential tariff to foreign merchants, especially the Hanseatic league to protect the national merchants, especially, the Merchant Adventurers.
- 3) The custom was a low-rate and financial one because it was not only the ordinary revenue, but one of bonds for national borrowing.